

警 報 発 令 時 ・ 緊 急 時 の 対 応 に つ い て

1 「名古屋市」（含「愛知県」「愛知県西部」「尾張東部」）に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」、南光中学区に「避難勧告・避難指示（緊急）」が発令されたとき

【午前 6 時前に発令された場合】

警報発令の状況	授業、生徒等の動き
(1) 午前 6 時現在に発令されているとき	・登校を見合わせ、自宅待機する。
(2) 午前 6 時までに解除されたとき	・平常の授業を行う。
(3) 午前 6 時～11 時までの間に解除されたとき	・午後の授業を行うので、昼食をとってから 5 時間目に間に合うように登校する。
(4) 午前 11 時を過ぎても解除されないとき	・当日の授業は中止とする。

【午前 6 時以降に発令された場合】

警報発令の状況	授業、生徒の動き等	
(1) 登校前及び登校中に発令されたとき	・自宅で待機する。登校中の場合はそのまま登校し、学校の指示に従う。	
(2) 在校中に発令されたとき	「暴風警報」 「暴風雪警報」	・通学路の安全確認の上、速やかに下校する。ただし、通学路の状態や気象状況によっては学校に待機することもある。（ランチの準備ができている場合は、ランチを食べてから下校する。間に合わない場合は牛乳だけ飲んで下校する。）
	「避難勧告・避難指示（緊急）」 「特別警報」	・避難所である学校にそのまま待機する。
(3) 午前 6 時～11 時までの間に解除されたとき	・午後の授業を行うので、昼食をとってから 5 時間目に間に合うように登校する。	
(4) 午前 11 時を過ぎても解除されないとき	・当日の授業は中止とする。	

〈スクールランチについて〉

- ・台風の接近によって、「暴風警報・大雨警報等」の発令が前日の朝までに予想される場合は、「非常用給食」（牛乳なし）に変更になる場合がある。

- ・速やかに下校する必要がある場合は、「非常用給食」を学校で食べずに帰ることもある。

2 「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「大雪警報」等が発令されたとき

平常通り授業を行うので、登校する。ただし、浸水等が著しいなどの状況によっては、保護者の方の判断で登校を見合わせ、その旨を学校（６１１－５３０８）へ連絡する。

3 地震について

（１） 教室にいるとき

- ・すばやく机の下にもぐりこむ。特に頭を落下物から守るようにする。

（大きなゆれがおさまるまで動かないこと）

- ・先生の指示、校内放送などの指示に従って避難をする。

（避難訓練の時の注意を実行する）

（２） 廊下・階段にいるとき

廊下…近くの教室に入り、机の下にもぐりこむ。

階段…手すりがあればつかまり、なければ階段を降りずに低い姿勢をとる。

便所…窓ガラスから遠ざかる。（個室の中でしゃがみこむ）

- ・窓ガラスの近くは危険だが、やむを得ない場合には手で持っている物で頭をおおう。物がなければ手でおおう。

- ・ゆれがおさまったら他の安全な場所へ避難する。

（３） 運動場・校庭にいるとき

- ・できるだけ校舎や塀などから離れ、広い場所で低い姿勢をとる。

- ・ゆれがおさまったら、所定の集合場所へ移動する。

（４） 体育館にいるとき

- ・周囲のバルコニー下の壁ぎわへ行き、窓ガラスの破片をさけるように頭をおおう。

- ・移動できない場合は、電燈の下を避けてしゃがみ頭をおおう。

（５） 学校外にいるとき

- ・路上にいた場合は、持ち物で頭部を保護する。建物から離れ公園などの広い場所へ避難する。頭上から看板やガラス片が振ってくることもあるので気を付ける。切れた電線にも気を付ける

- ・地下にいた場合は慌てず、出口に人が殺到してパニックになる可能性があるので注意する。

- ・電車やバスに乗っていた場合は、係員の指示に従う。線路脇には高圧線が通っているところもあるので、絶対に線路へ飛び出さない。

- ・駅のホームにいた場合は、落下物が多いので注意する。持ち物などで頭を守り、近くの柱かベンチに身を寄せる。自動販売機には近づかない。

（６） 津波のおそれがあるとき

- ・大津波警報もしくは津波警報が発表された場合、すぐに津波の来ない高台まで逃げる。しかし、近くに高台がないという場合は、津波避難ビルに逃げる。

- ・津波注意報が発表された場合、津波注意報が解除されるまで海岸に近づかない。

4 風水害について

(1) 台風の接近や大雨による災害の恐れがある場合

- ・テレビやラジオ、インターネットなどで最新の気象情報を入手する。
- ・強風の影響で吹き飛ばされたものでけがをする恐れがあるので、なるべく外出は控えるようにする。
- ・家の周りを点検し、強風に備えて老朽化しているところを補強するとともに、排水溝などのゴミの有無を確認する。
- ・浸水やがけ崩れなどの恐れがある場合は、早めに避難することが大切である。

(2) 台風や大雨が去った後

- ・台風や大雨が去った後でも土砂災害の恐れがあるので注意する。
- ・土砂災害が発生する前は、普段わき水がないところから水が噴き出したり、がけの斜面を小石が転がり落ちるなどの前兆現象が起きることがある。
- ・河川の増水、堤防の決壊に十分に注意する。

安 全 に つ い て

1. 交通安全

- (1) 登下校には必ず通学路を通る。(歩道橋を渡ること)
- (2) 歩車道の区別のない所では、右側を通り横に広がって歩かない。
- (3) 横断歩道以外の横断は、安全を確かめてから渡る。

2. 危険な場所・危険な遊びについて

- (1) 危険な場所には近寄らない。
- (2) 危険な遊びや、交通妨害になるような遊びはしない。

3. その他

- (1) 学校の施設、備品は大切に取り扱い、破損させたり傷つけたりしてはいけない。また、破損に気づいたり、もし破損させたりしたときは、直ちに先生に届け出る。
- (2) 学校で負傷したり病気になったりした場合は、必ず養護の先生に申し出て、適切な手当てを受ける。勝手に薬品などを使用しない。保健室での休息は1時間を限度とし、回復しないときは早退し自宅で静養する。

校内でのけがで帰宅後病院に行ったときには、必ず担任および養護の先生に申し出る。

光 化 学 ス モ ッ グ 警 報 の 場 合

- ・屋外のはげしい運動はさける。
- ・目やのどが痛くなったときは屋内に入り、洗 顔やうがいをする。
- ・教室内では、風向きを考えて窓を閉める。